

## 発信者情報開示請求の主体について

---

# 発信者情報開示請求の主体について①

## 1. 現状

総務省『逐条解説』45頁以下参照

発信者情報開示請求の主体については、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」(プロバイダ責任制限法4条1項)とされている。これは、発信者情報開示請求権が、特定電気通信を通じた情報の流通においては、加害者を特定して不法行為責任の追及や名誉回復措置の請求、差止め請求及び削除要求等(以下「責任追及等」という。)をすることが典型的に困難である一方、特定電気通信役務提供者が発信者情報を保有している可能性が典型的に高いことなどの理由から認められたものであり、その主体についても、加害者への責任追及等をなしうる者に認めることが相当であることから、主体につき、上記のように規定されたものである。

## 2. 論点

しかし、ある学校が管理する当該学校の生徒の個人情報が出た際に、発信者に対する削除要求をすべく、当該学校自身が発信者情報開示請求の主体となるべきである、というように、上記主体以外にも、発信者情報開示請求権が認められる必要があるとの主張もある。

解釈論としては、「侵害された」権利(同項)については、不法行為が成立する可能性がないような場合以外は、保護される法益の範囲に特段限定はなく(『逐条解説』49頁)、保護されるべき法益が侵害され、不法行為責任の生ずる可能性のある場合には、発信者情報開示請求の主体たりうるといえる。

では、ある主体において、保護されるべき法益が侵害されていない場合にも、立法論として、発信者情報開示請求の主体たるべき地位を認めることが相当か。

# 発信者情報開示請求の主体について②

## 3. 考え方(案)

不法行為責任の追及に関しては、「故意又は過失」、「他人の権利又は法律上保護される利益」の「侵害」、「損害」の発生及び「侵害」と「損害」の因果関係が要件とされており(民法709条)、「他人の権利又は法律上保護される利益」の「侵害」がない場合には、不法行為責任は生じない。発信者情報開示請求が認められた趣旨からすると、そのような場合にも開示請求しうるとする必要性は見いだしがたい。

また、名誉回復措置の請求に関しても、不法行為責任の生じる要件を充足することが当然の前提として予定されており(民法723条)、同じく、当該要件を従属しないような場合に開示請求しうるとする必要性は見いだしがたい。

さらに、差止請求に関しても、人格権や著作権(著作権法112条)など、なんらかの法益を侵害し、または侵害するおそれがある場合に認められるものであることからすると(人格権に基づく出版差止め請求につき、最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁、最高裁平成14年9月24日第3小法廷判決・集民第207号243頁以下参照)、そのような法益侵害が認められない場合に、開示請求しうるとする必要性は見いだしがたい。

そして、削除要求に関しても、差止め請求と同様、人格権や著作権(同項)など、なんらかの法益を侵害した場合に認められるものであることからすると(人格権としての名誉権に基づく削除要求につき、東京高裁平成14年12月25日判決判時1816号52頁等)、そのような法益侵害が認められない場合に、開示請求しうるとする必要性は見いだしがたい。

加えて、被侵害法益の主体は被害者であり、当該被侵害法益をどのように取り扱うかは被害者自身が判断するものであって、被害者以外の主体が判断するとなると、被害者の被侵害法益に対する処分意思と異なる判断がなされ、被害者の処分意思と齟齬を生ずる可能性もある。被害者以外の者が開示請求の主体になりたい場面が存在することは、心情的には理解できなくはないが、被害者以外の者が被害者の意思に反してまで発信者情報開示請求をする必要性があるか、また正当化できるか、疑問がある。

以上のように、不法行為責任の追及はもちろんのこと、名誉回復措置の請求、差止請求及び削除要求のいずれにおいても、何らかの法益侵害がない限りは、かかる請求ないし要求は認められないことからすると、法益侵害を要件とせずに発信者情報の開示請求の主体たる地位を認めることは、相当とはいえない。